

## みなみまぐろ再輸出証明書記入要領

- この様式は、すべてのみなみまぐろの再輸出及び事前に国産品として水揚げしたすべてのみなみまぐろの輸出に添付しなければならず、またその写しは発行国又は地域に提出しなければならない。  
以下の事項ごとに1つの再輸出証明書様式が発行される。
  - 事前に国産品として水揚げされ、その後輸出されるみなみまぐろにかかるすべての漁獲証明書様式、又は
  - 輸入され、その後輸出される積荷(事前にこれに関連付けられた再輸出証明書様式及び漁獲証明書様式の写しを伴う)にかかる全ての再輸出証明書様式
- 輸出するみなみまぐろについて、関連する漁獲証明書の写し、及び事前に発行された再輸出証明書の写しをこの様式に添付しなければならない。
- この様式は、輸出のみを目的として水揚げするみなみまぐろの最初の輸出の際は使用しない。そのような場合には、漁獲証明書のみを作成し、製品に添付しなければならない。
- 様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。
- 再輸出証明書は、(1)輸出及び(2)輸入の2部からなる。
- この様式において「輸出」とは、輸出及び再輸出の両方を含む。

### 記 入 要 領

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出：

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出のいずれかの口にチェックを記入すること。

文書番号：

この様式の起点となる国又は地域により割当てられた固有の文書番号を記入

積荷の全量又は積荷の一部：

積荷の全量又は積荷の一部のいずれかの口にチェックすること。積荷の全量とは、先行する漁獲証明書等(輸出するみなみまぐろに関連する漁獲証明書又は再輸出証明書をいう。以下同じ。)に記載されたみなみまぐろを全量輸出する場合をいう。

先行する文書の様式番号：

先行する漁獲証明書等の固有文書番号を記入

### 1 輸出の部

- ①輸出国：輸出する国又は地域を記入
- ②輸出地点：輸出地点の市、州又は県及び国又は地域を記入
- ③加工施設の名称：加工施設の正式名称を記入(先行する漁獲証明書等の後に更に加工が施された場合のみ記入)
- ④加工施設の住所：加工施設の所在地を記入(先行する漁獲証明書等の後に更に加工が施された場合のみ記入)
- ⑤漁獲標識様式番号：この様式に関係のあるすべての漁獲標識様式番号を記入。これは先行する漁獲証明書等に記録されている漁獲標識様式の一部である。これには、この様式に記載して輸出するすべての丸の状態(丸、えらはら抜き、ドレス等)のみなみまぐろの漁獲標識様式を含まなければならない。丸の状態のみなみまぐろの輸出がない場合には空欄のままで構わない。

#### (1) 先行する漁獲証明書等に記載されている魚の詳細欄

(注) 1つの製品形態、かつ、1つのタイプを1行に記入すること。

- ①船籍国：最初に漁獲又は収獲した船籍の置かれる国又は地域を記入
- ②輸入/水揚げ年月日：先行する漁獲証明書等に記載された輸入又は水揚げ年月日を記入
- ③製品：製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入
- ④タイプ：製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

[コード]	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのみなみまぐろ
GGO	えらはら抜き・尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き・尾なし	鰓、内蔵及び尾を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス・尾付き	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス・尾なし	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去

は問わない。

FL ファイル DRT を更に加工処理し、胴体をファイル状にカットしたもの。  
OT その他 上記以外のもの。

⑤重量：魚の重量をキログラム単位で記入

⑥総尾数：丸の状態の魚の尾数を記入（RD、GGO、GGT、DRO、DRTの場合も同様）。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋（鰓板）及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したもの、丸の状態のものとする。ファイルやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。

⑦その他：製品のタイプを具体的に記入

## (2) 輸出する魚の詳細欄

（注）1つの製品形態、かつ、1つのタイプを1行に記入すること。

①製品：輸出する製品の形態について、生鮮（F）又は冷凍（FR）のいずれかを記入

②タイプ：製品タイプが最も近いものを上記「タイプ」のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

③重量：輸出する魚の重量をキログラム単位で記入

④総尾数：丸の状態の魚の尾数を記入（RD、GGO、GGT、DRO、DRTの場合も同様）。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋（鰓板）及び尾を除去したもの並びに頭部又は頭部の一部を除去したもの、丸の状態のものとする。ファイルやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。

⑤その他：製品のタイプを具体的に記入

⑥仕向地：みなみまぐろの輸出先国又は地域を記入

## (3) 証明及び確認欄

①輸出者による証明：輸出者（注1）は、輸出貨物に関連して提供された情報（すなわち様式が輸出品を正しく記録していること）を証明するために、名前、日付及び輸出業者許可番号又は輸出会社名を記入し、署名しなければならない。輸出業者許可番号や輸出会社名を有しない輸出者は、個人名を記入する。

②当局による確認：政府職員（注2）の名前、肩書き及び日付を記入し、当該職員が署名した上で公印を押印

## 2 輸入の部

### (1) 最終輸入地点欄

輸入地点の市、州又は県及び国又は地域を記入

### (2) 証明欄

輸入者による証明：輸入者は、名前、住所及びみなみまぐろを輸入した年月日を記入し、署名しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、正式に署名の委任を受けた通関代行業者によるもので代えることができる。

（注1） 「輸出者」による証明は、輸出会社の代表としてその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者と同一の者であってはならない。

（注2） 政府職員は、再輸出証明書に記載されているみなみまぐろを輸出する国又は地域の権限ある当局の職員又は当局によって委任された者でなければならない。委任を行うCCSBTの加盟国、協力的非加盟国又は漁獲証明制度に協力するその他の国若しくは地域は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。